

随意契約理由書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター 流入ゲート補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、川俣水みらいセンターの流入ゲートの補修を行うものです。

本設備は安定した下水処理を行ううえで重要な設備であるが、ゲート設備点検結果による老朽化による腐食、損傷が確認され著しく動作に支障が発生しているため、補修工事を実施するものです。

本設備は、株式会社丸島アクアシステムが設計・製作したものであり、本工事を実施するには、設計・製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、工事に伴う交換部品及び熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では実施できないものであります。

以上のことから、本工事を実施できるのは株式会社丸島アクアシステム以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。